

## 民間気象業務支援センターの指定

### (1) 指定基準

#### ○気象業務法

##### (指定)

第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、業務の実施の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

##### (業務)

第二十四条の二十九 センターは、第十七条の規定により許可を受けて行われる予報業務その他の民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報に関する情報その他の気象庁が保有する情報（以下「気象情報」という。）の提供を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務（以下「情報提供業務」という。）及び気象情報の利用に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 気象情報の利用に関する事項について相談その他の援助を行うこと。
- 四 気象情報を利用する者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び気象情報の社会活動における利用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

##### (準用規定)

第二十四条の三十三 第二十四条の六第二項（第一号を除く。）、（中略）の規定は、センターについて準用する。この場合において、第二十四条の六第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十四条の二十八」と、同項第三号中「第二十四条の十六第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第一項又は第二項」と、同項第四号中「第二十四条の九第三項」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の九第三項」と、（中略）と読み替えるものとする。

※第二十四条の三十三において準用している第二十四条の六第二項（第一号を除く。）は、次のとおり。

(指定の基準)

第二十四条の六 （略）

2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 （略）

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(2) 指定法人

法人の名称 : (一財) 気象業務支援センター

指定時期 : 平成6年5月18日

法人の連絡先 : 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-17

指定の理由 : 基準に適合しているため

(3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

気象庁情報基盤部情報政策課 (03) 6758-3900 (代表)